

森羅細則

改定：2014年5月

第1章 会務関係細則

1. 役員定員 ※2001/06/10 変更

事務局／会計監査／会計／庶務／装備／協会／ネットワーク／保険担当／山行及び遭難対策／事業推進

各1名 相談役 リーダー若干名

2. 兼任

役員は兼任である。ただし、会計監査は他の役員を兼任できない。

3. 会費

会費は、月額1000円とする。

入会費は、1ヶ月分の会費相当額とする。

4. 入会規定 ※2013/05/28 変更

入会は、下記の条件のいずれかに該当する者から入会届が事務局に提出された場合で、役員に異議がなければ、これを認める。ただし、異議があった場合、役員が協議を行い多数決により決定する。

- 1) ビジター山行に1回以上出席した入会希望者
- 2) 委員会メンバーの推薦があった入会希望者
- 3) 以下の通信手段を持つ者
 - ・ 携帯電話（音声通信及び携帯メールが使用可能であること）
 - ・ パソコンで使用できるメールアドレス（有料商用プロバイダ推奨）

4-1. 入会願の書式

各種申請書類参照

4-2. 会員名簿届の書式

各種申請書類参照

5. 新規入会時の年齢制限 ※2002/05/27 追加

- 1) 新規入会に際して年齢制限を設ける。

- 2) 入会時年齢は38才までとする。(入会願提出日での満年齢)
- 3) 但し会所属に対する強い意欲があり、当会入会により山行を含む会運営に利益をもたらす事が予め予想される者に対しては特例を認める場合もある。
- 4) 特例入会に際しては、代表の推薦又は委員会総意を必要とする。
- 5) 森羅在籍経験がある者の再入会には年齢制限無し。

6. 退会規定 ※2000/05/09 追加

- 1) 退会希望者は所定の退会届を事務局あるいは代表宛に提出し、これを代表及び委員会により受理・承認された時点で正式退会とする。
- 2) 除名者以外の退会者は再入会も認める。
- 3) 再入会は入会金免除。但し委員会での入会承認はその都度必要とする。
- 4) 会員番号は欠番とし、再入会時に再使用する。
- 5) 退会年度までの会費及び山岳保険未納の者は退会を認めない。
- 6) 納入済みの会費及び保険代は返金しない。

6-1. 退会届の書式

各種申請書類参照

7. 会員資格制度 ※2003/04/13 追加

7-1. 準会員

[準会員]

- 1) 森羅新規入会者は当分の間、準会員とする。
- 2) 準会員番号を交付する。("J"+(西暦4桁の下2桁)+"通番")
- 3) 会務上での正会員との同等の権利を有し、会費も正会員と同額。
- 4) 個人山行でのバリエーション山行の制約を受ける。
- 5) 正会員条件をクリアした場合は正会員に昇格する。

[準会員の降格]

準会員の降格は森羅退会(除名)とする。

以下の条件が当てはまる者は委員会協議の上、準会員降格とする。

- 1) 長期間にわたる音信不通の者
- 2) 会費及び山岳共済未納者
- 3) その他、L会又は委員会にて降格要求があり承認された者

7-2. 正会員

[正会員]

一般的な登山技術を平均的な水準以上身につけた者を正会員とする。
正会員資格は以下の基準をクリアーした者とし、会員番号を授与する。
会員番号は退会後も欠番とする。

[正会員条件]

- 1) 森羅在籍 12 ヶ月以上。
- 2) 会山行参加日数 15 日以上。
- 3) 森羅会員同士での一級以上の岩登り経験を有する。
- 4) 森羅会員同士での雪上経験を有する。
- 5) 上記条件をクリアーし、尚かつ L 会にて承認された者。

尚、正会員任命は 4 月 1 日付及び 10 月 1 日付の年 2 回とする。

[正会員からの降格]

何らかの理由で L 会又は委員会から降格要求があった正会員については、その理由を協議し、L 会・委員会の承認により降格する。

正会員の降格は準会員又は除名。

尚、準会員に降格となった者も会員番号は継続とする。

[正会員への再度昇格]

過去に正会員となり降格となった者は、正会員条件が満たされた時点で再度昇格できる。

[正会員のバリエーション山行について]

個人山行において、各自の技量に応じ準会員を含まないバリエーション山行でのリーダーができる。

[2003 年度のみ特記]

2002 年度までに入会した会員については、全員正会員とする。

準会員への降格基準は 2003 年度末での評価とする。

7-3. L 会員

[L 会員]

以下の条件が満たされた者は、L 会員とする。

※L 会員任命時点での条件

- 1) 森羅在籍 24 ヶ月以上。
- 2) 年間の会山行参加日数 20 日以上。
- 3) 去半年以内での森羅会員同士による 3 級以上の岩登り経験。

- 4) 本人にL会員となる事の意志がある者。
- 5) 上記の条件を全てクリアーし、尚かつCLからの推薦があった者。
- 6) 上記の条件をクリアーし、L会にて承認された者。

[L会員の降格]

以下の結果となった者は、L会員を降格する。

- 1) L会入会後の1年間毎においてL会山行への参加が無い者。
- 2) L会入会後の1年間毎において会山行への参加が7日未満の者。
- 3) L会員にふさわしくない行為をした者。
- 4) 上記項目に該当し、CL又は代表から降格宣言を受けた者。

[L会員への再度昇格]

過去にL会員となり降格となった者の再度昇格は、L会員任命基準に準じる。

[2003年度のみ特記]

2002年度までにL会員となった者は、全員現状維持とし、一般会員への編入基準は2003年度末での評価とする。

7-4. OB会員

[OB会員規定]

山岳会・森羅への長年の功績があり、また今後の会山行への参加が不可能な状況が考えられ、尚かつOB会入会を希望する者は、委員会・L会の承認により、OB会員とする。

以下の条件に当てはまる者はOB会員とする。

- 1) 森羅在籍5年以上の正会員。
- 2) 会務委員会又はL会員その他の役員を務めた者。
- 3) 本人又は代表推薦でのOB会員届の提出があり、委員会・L会双方の承認を得た者。
- 4) 代表推薦の場合は、退会希望者及び退会者を対象とし、本人の承諾を必要とする。

[OB会資格]

- 1) 次年度からの会費は有料とし、森羅MLを配信。 ※会費額未定(2003/04/13 現)
- 2) 例会・総会への出席は可能であるが、総会での投票権は無し。
- 3) 山岳共済加入は無し。
- 4) 必要に応じて、代表・委員会・L会からの要望により助言ができる。
- 5) OB会員5名以上にてOB会を発足する事ができる。(OB会詳細については発足の時点でOB会により決定)

[正会員への変更]

本人からの要望により委員会にて協議をし承認を得た者は OB 会から正会員への変更ができる。復帰時は入会金無し。その他会費・山岳共済等は入会規定に準じる。

7-5. 休会規定 ※2002/04/01 追加

会員がやむを得ない事情で、長期間にわたり会の活動に参加できなくなった者は、その旨を届け出、委員会での承認により、当該会員を休会扱いとする。

[休会者の待遇]

- 1) 当該会員がすでに取めた会費は返却しない。
- 2) 休会に入った会計年度の翌期から休会期間中の会費納入は免除する。
- 3) 当該会員が復帰した場合は、復帰した月からその会計年度の会費を月額納入、及び山岳保険を全額納入するものとする。
- 4) 復会に際しては入会金を徴収しない。
- 5) 森羅 ML の配信は希望により継続できる（会の会員向け広報の取得）
- 6) 会山行以外の森羅行事への参加は可能とする。
- 7) 休会の期間は森羅在籍日数に含まない。

8. 除名条件及び除名に関する規定 ※2000/05/09 明文化

8-1. 除名にあたる条件

- 1) 会の名誉を著しく損なう行為をしたとき。
- 2) 会費を長期間滞納し、督促に応じなかったとき。
- 3) 会則に違反する行為等、会員として不適切な行為をなし、査問委員会が除名を通告したとき。

8-2. 除名に関する規定

- 1) 除名者の再入会は認めない。
- 2) 除名者はその名前と除名日付及び除名理由を明記し全会員に通達する。
- 3) 但し HP 等、公の場では、氏名はイニシャル表記とする。

9. 慶弔費について ※1999/05/20 変更

- 1) 慶事：会員本人の結婚に限り、お祝い金 ¥ 1 0 0 0 0 但し、森羅在籍 1 年以上の者とする。
- 2) 弔事：
 - a. 本人 → 香典 ¥ 1 0 0 0 0

※遠方会員で誰も葬儀に出席不可能な場合は事務局名で書留で送る。(同封文面は別途考慮)

- b. 配偶者並びに血族一親等→弔電
※血族一親等に関しては 1999/11/18 明文化
- c. 上部及び親睦団体等の弔事→代表一任

10. 代表及び会計監査役の改選について ※2001/04/20 追加
代表及び会計監査役の改選については、下記の通りとする。

10-1. 立候補及び推薦について

- 1) 期間：改選が予定されている総会の7日まえから前日までとする。
- 2) 資格：改選時において森羅ネット会員である事。
- 3) 任期：任期は3年とし留任を妨げない。
- 4) 候補者複数の場合は総会にて投票とする。
- 5) 募集期間内に立候補及び推薦が無い場合は現委員会から推薦者を出す。

11. 上部団体派遣行事について ※2001/04/20 追加

- 1) 所属上部団体への派遣行事(山行)については、会行事(会山行)と同等とする。
- 2) 上部団体行事(山行)への派遣は、委員会の承認を必要とする。
- 3) 派遣行事の規模によっては、個人山行の自粛を求める場合がある。その場合は派遣行事の1ヶ月以上前に一般会員宛、ML等にて代表からの通達をする。

12. 代表の権限の補足「相談役」 ※2001/06/10 追加

- 1) 会の運営に関する情報を収集するため、必要に応じて代表は相談役を設けることができる。
- 2) 相談役は、会の運営に関し、代表もしくは委員会からの諮問について答申する。
- 3) 相談役は、代表の委託により就任する。

13. 山岳保険について ※2013/05/28 追加

登山は危険が伴うスポーツであるため保険加入を必須とする。

未加入であれば入会后山岳保険を斡旋する。

加入済の場合は、会員の保険内容把握のため、会の保険担当者に以下の情報を事前提出する。

- 1) 加入保険会社名
- 2) 加入内容
- 3) 加入番号
- 4) 加入期間

第2章 山行関係細則

1. 入山表 ※2000/05/11 変更→2000/06/01 より施行

1-1. 入山表提出方法

- 1) 入山表は個人山行前に、Eメール・FAX・郵送等で専任留守宅に提出。
- 2) 会山行については会リーダーが提出。
- 3) 入山表の提出は会則で決められており、例外は認めない。
- 4) 入山表未提出での遭難事故等については、山岳共済の対象外となる。
- 5) 一般山行を除く、バリエーション（岩登り・沢登り・冬山等）山行については、リーダー会による審査がある。
- 6) 下山後は速やかに、電話で専任留守宅へ“下山報告”をする。

1-2. 専任留守宅

事務局不在時の入山表受付に対応する専任留守宅を設ける。

1-3. 入山表受信先

入山表受付専用メールを新設し、メールの受信は下記のメンバーとする。

- 1) 事務局。
- 2) 専任留守宅。
- 3) チーフリーダー又はL会内のCL代理。
- 4) 他：上記メンバー不在時の専任宅代理。

1-4. 入山表の提出先と提出期限

- 1) Eメール：入山表提出専用メール宛。
- 2) FAX：専任留守宅宛。
- 3) 一般山行提出期限：Eメール、FAX共に山行の2日前（前夜発含む）。但し、電話にて直接の確認が可能な場合に限り前日可。
- 4) バリエーションに関しては山行の5日前までにL会へ提出、L会より留守宅、（事務局）へ通達。
- 5) 下山報告は専任留守宅とし、専任留守宅不在時は下記の順で下山報告を受け付ける。
[事務局]→[チーフリーダー（or 代理）]→[留守宅代理]
下山報告は電話連絡とする。（メールでの下山報告は不可）

1-5. 個人入山表の書式 ※2013/05/28 追加

各種申請書類参照

個人データは以下の内容を全て表記すること。

- 1) 本人氏名
- 2) 本人血液型
- 3) 本人性別
- 4) 本人生年月日（西暦および和暦）、年齢
- 5) 本人携帯番号
- 6) 自宅住所&電話
- 7) 山岳保険加入の有無（保険会社名・保険種類等）
※山岳保険（登攀可）／ハイキング保険（登攀不可）の別を明確にすること
- 8) 緊急連絡先（氏名、続柄、電話番号）
※すぐに連絡がとれる連絡先が望ましい

1-6. 入山表提出先、入山表提出専用メール ※2000/06/01 新設

2. バリエーション山行の定義 ※2000/06/01 明文化

2-1. バリエーション山行

バリエーション山行とは、整備された一般登山道以外のルートを行動する山行形態で、一般に、ザイル、ハーネス等を使用する登攀行為、及びピッケル、アイゼン等を使用する積雪期山行をいう。以下のジャンルについては、バリエーション山行とし、個人で実施する場合はL会の承認を必要とする。

- 1) 岩登り（但し原則としてマルチピッチを含まないゲレンデは対象外）
- 2) 沢登り
- 3) 積雪期山行（但し豪雪地帯ではない1000メートル以下の低山は含まない→表丹沢、奥多摩等）
- 4) ヤブこぎ等の登山道以外を行動する山行
- 5) 標高4000メートル以上の山

3. 合宿期間中の個人山行

3-1. 合宿及び会山行期間中、非参加の会員は個人山行を自粛する。

3-2. 休日形態や他の理由により個人山行を希望する会員は、L会へその旨を連絡し入山表提出後、L会の許可を得る事。

4. 会装備貸出規定

4-1. 装備貸出規定

- 1) 会装備は、会山行での使用が無い場合に限り会員の個人山行で借用できる
- 2) “装備借用願”を使用予定日の一週間前までに装備係宛に提出する

- 3) 装備は借用者払いの宅配便で受け取ることができる
- 4) 使用後は破損箇所等の確認をし、破損の場合は借用者にて修理又は弁償の事
- 5) 使用後は陰干しなどの手入れの後、速やかに装備係宛に返却の事

4-2. 装備借用願の書式

各種申請書類参照

5. 遭難等緊急事態の発生時に於ける対応について ※2001/04/20 追加

5-1. 遭難発生と対策本部の設置

事務局宛入山表提出の山行において下記の項目にあたる状況が発生した場合、事務局は L 会及び代表へ連絡。事務局・L 会・代表による協議の結果、対策本部を設置することができる。

- 1) 下山予定日の 22 時を過ぎた時点で下山報告が無く、本人への連絡もつかず、本人から家族等への連絡もない時。
- 2) 山行パーティーより緊急事態発生 (S 遭難) の連絡があった時。
- 3) 現地関係各所 (警察・救助隊等) から事故発生連絡があった時。
- 4) その他異常事態が発生したと考え得る時。

5-2. 緊急時対応

対策本部設置後の詳しい緊急時対応は別途“緊急時対応マニュアル”に示す。

6. 山岳会外部とのバリエーション共同山行について ※2001/04/20 追加

6-1. 他の山岳会とのバリエーション共同山行

- 1) 共同山行については、その山行のリーダー在籍山岳会の規約に準じる。
- 2) 共同山行実施者は山行の 7 日前までに合同山行実施計画書 (入山表) を会事務局宛に提出する。
- 3) 共同山行実施前に、参加山岳会代表間において“共同山行合意書”を取り交わす。
- 4) 共同山行合意書【各種申請書類参照】

6-2. リーダ

L 会でその技量が把握できない会員外の個人 (原則無所属) がリーダーとなるバリエーション山行については下記の項目を適用する。

- 1) 外部リーダー誓約書を山行の 5 日前までに提出する。
- 2) 外部リーダーのバリエーション関係の山歴表を提出する。
- 3) 上記項目の提出により L 会にて協議・承認とする。
- 4) 外部リーダー誓約書【各種申請書類参照】

7. フリークライミングについて ※2001/04/20 追加

7-1. 自然壁マルチピッチでのフリークライミングはバリエーション（無雪期登攀）山行の範疇に含める。

7-2. 屋内外の人工壁はトレーニングの一形態であり登山行為とみなさない。

8. 車両利用規定 ※2014/02/14 追加

8-1. 目的

本規定は、自家用車を利用して山行を実施する場合において、事故を未然に防ぎ、事故発生に際して損害賠償費用の処理を円滑に進めることを目的とする。

8-2. 対象

会主催の山行（会山行、もしくは会山行に準ずる山行）に当該規定を適用する。会主催でない山行（個人山行）において、当該山行参加者間で合意したものについては、本規定の適用外を認める。ただし、極力適用することが望ましい。

8-3. 使用車両

山行に使用する車両は、次の項目を満たしていなければならない。

- 1) 道路交通法による点検整備
- 2) 任意保険の加入（車両所有者は、運転する可能性がある者全てを補償対象者とする
こと）

8-4. 運転

車両の運転に際しては、次の項目を遵守すること。

- 1) 道路交通法を守り、安全運転を心がけること。
- 2) 疲労などにより安全運転ができない場合は、状況を判断して運転を中止すること。
- 3) 同一運転者が2時間以上運転する場合は、休憩を取ること。
- 4) 運転交代要員を1名以上添乗させることが望ましい。

8-5. 車両使用に関する費用負担

車両使用に際して、以下の費用を運転者含め搭乗者全員で均等に配分し負担することとする。

- 1) 燃料費、通行料、駐車料等の実費合計。距離の起算・終点は車両提供者の自宅とする
- 2) 走行距離 1km あたり 10 円の車両使用料（本費用は車両所有者へ支払う）
※ 10 円の内訳：タイヤ・オイル等の消耗品代 5 円/km、および車両汚損代（洗車代）
5 円/km

8-6. トラブル発生時の損害費用負担

- 1) 違反（スピード違反、一旦停止違反、駐車違反等）については、原則運転者が費用を負担する。
- 2) 事故については、運転者に全責任があるものを除き、同乗者の相互負担により処理することを原則とする。

※損害費用は、保険にて処理することを第一とするが、その範囲外については、事故時の運転者に全責任があるものと判断できるものについては運転者がすべて負担し、そうでない場合については、同乗者全員で均等に負担することとする。

※保険使用による保険料の上昇分について、事故時の運転者に全責任があるものと判断できるものについては運転者がすべて負担し、そうでない場合については、将来支払うべき3年分の保険料上昇分の合計（3年で保険料は現状復帰することから）を同乗者全員で均等に負担することとする。

※自己処理に当たっては、わだかまり等発生しないよう十分話し合いの上処理すること。

8-7. その他

本規定で処理できない車両利用の諸問題については、当事者間で解決することを原則とする。